

入学のしおり(日本語版)

School Entrance Guidebook (English Edition)

入学指南(中文版)

입학 안내(한국어판)

ကျောင်းဝင်ခွင့်လက်စွဲ (မြန်မာဘာသာပြန်စာအုပ်)

भासासम्झनीनविशिका (नेपालीभाषा)

Gabay sa pagpasok sa paaralan (sa wikang Tagalog)



나카노구 교육위원회



■ にほん がっこうせいど てつづき 日本の学校制度や手続きなどP4

- (1) にゅうがく がっこう 入学する学校
- (2) にゅうがく てつづき 入学の手続き
- (3) にゅうがくじ およびにゅうがくご しえん 入学時及び入学後の支援

■ しょうがっこうしんいちねんせいほごしや みなさん 小学校新一年生保護者の皆さんへP12

- (1) にゅうがく てつづき しゅうがくじ けんこうしんだん しゅうがくそうだん 入学の手続きなど 就学时健康診断、就学相談
- (2) がっこう せいかつ そなえて 学校での生活に備えて

■ にゅうがく てんにゅう とき こまる こまっ 入学・転入の時に困ること、困ったこと Q & AP18

- (1) にゅうがくまえ 入学前
- (2) がっこう せいかつ 学校での生活
- (3) きゅうしょく 給食
- (4) きょうざいひ きゅうしょくひ 教材費、給食費
- (5) あんぜん つうがく 安全、通学
- (6) じゅぎょう がっこうきょういく せいせきひょうか 授業・学校教育・成績評価
- (7) こころ なやみ そうだん 心の悩み・トラブルの相談

■ こどもにかんするなやみ そうだんさき 子どもに関する悩みの相談先P32

■ なかのく くりつしょうがっこういちらん くりつちゅうがっこういちらん 中野区の区立小学校一覧、区立中学校一覧P36

■ しりょう がっこう つかうようごれい にほんご 資料 学校で使う用語例(日本語)

Table of Contents

목 차

■ 일본의 학교 제도 및 수속 등 P 5

- (1) 전입학할 학교
- (2) 입학 수속
- (3) 입학 시 및 입학 후의 지원

■ 초등학교 신입생 보호자 여러분께 P 13

- (1) 입학 수속 등 취학 시 건강 진단, 취학 상담
- (2) 학교 생활에 대비하여

■ 입학·전입 시의 애로 사항 Q & A P 19

- (1) 입학 전
- (2) 학교 생활
- (3) 급식
- (4) 교재비, 급식비
- (5) 안전, 통학
- (6) 수업·학교 교육·성적 평가
- (7) 마음의 고민·문제의 상담

■ 아이에 관한 고민 상담처 P 33

■ 나카노구의 구립 초등학교 목록, 구립 중학교 목록 P 37

■ 자료 학교에서 사용하는 용어 예(일본어)

■ 日本の学校制度や手続きなど

○日本の学校制度について

日本の学校は、小学校は6年間、中学校が3年間の9年間が義務教育となっています。

外国籍の方は区立小・中学校に通う義務はありませんが、日本の義務教育年齢(6歳～15歳)の方は希望すれば通うことができます。

(1) 転入学する学校

中野区教育委員会では、それぞれの区立小・中学校ごとに通学区域を定めています。お住まいの住所によって入学する区立学校を指定します。

◇健康、通学、家庭の事情など学校生活への配慮が特別に必要と判断される場合には、指定する学校を変更する場合があります。

(2) 区立小・中学校への入学を希望する場合の手続き

「外国人就学願い」

入学の手続きは、まずパスポート・在留カードを持参のうえ、中野区教育委員会学事係(中野区役所5階12番窓口)で相談をしてください。お子さんの日本語の理解度や保護者の希望などをお伺いします。

その後、学事係から紹介される学校での面談を経て、学校が決まります。通常は、年齢相当の学年に入学することになりますが、語学力等により教育的な配慮が必要と認められた場合は、校長と相談のうえ学年を下げて入学していたりすることもあります。

■ 일본의 학교 제도 및 수속 등

○ 일본의 학교 제도에 대해

일본의 학교는 초등학교 6년, 중학교 3년의 9년간이 의무 교육으로 되어 있습니다.

외국 국적인 분은 구립 초·중학교에 다닐 의무는 없습니다만, 일본의 의무 교육 연령(6세~15세)인 분은 희망하면 다닐 수 있습니다.

(1) 전입학할 학교

나카노구 교육위원회에서는 각 구립 초·중학교별로 통학 구역을 정하고 있습니다. 집 주소에 따라 입학할 구립 학교를 지정합니다.

◇건강, 통학, 가정 사정 등 학교 생활에 대한 배려가 특별히 필요하다고 판단되는 경우에는 지정 학교를 변경하는 경우가 있습니다.

(2) 구립 초·중학교에 입학할 희망하는 경우의 수속

‘외국인 취학원’

입학 수속은 먼저 여권·체류 카드를 지참하여 나카노구 교육위원회 학사계(나카노 구청 5층 12번 창구)에서 상담해 주십시오. 자녀의 일본어 이해도나 보호자의 희망 등을 물어봅니다.

그 후 학사계로부터 소개를 받은 학교에서 면담을 거친 후 학교가 정해집니다. 일반적으로는 해당 연령대의 학년에 입학하게 됩니다만, 어학 능력 등에 따라 교육적인 배려가 필요하다고 인정된 경우에는 교장과 상담한 후 학년을 내려서 입학하게 될 수도 있습니다.

□外国人児童・生徒等への支援について(チャート)

◆入学手続き

こせまじゅうみんか くやくしよ かい てんにゆうてつづきご がっこうきょういくか くやくしよ かい がいこくじん
戸籍住民課(区役所1階)にて転入手続き後、学校教育課(区役所5階)にて「外国人
しゅうがくねがい きにゆう にゆうがくてつづき
就学願いの記入などの入学手続きをします。

ひつよう おうじて おこさん にほんごりかいど がくしゅう していこうこうちょう めんだん
※必要に応じて、お子さんの日本語理解度や学習について、指定校校長と面談します。

めんだんご てんにゆうがく ひ かくてい
面談後に転入学の日を確定します。

◆入学するまでの支援

○ご希望により、教育支援室にて入学支援が受けられます。

にゆうがく せつめい
入学などの説明

がっこう にっていちようせい にゆうがくじ どうこう
学校との日程調整、入学時の同行

◆入学後の支援

1 日本語指導員等派遣事業(最大80時間) <日本語指導>

にほんごしどういん がっこう はけん べつしつ にほんごしどう
日本語指導員を学校に派遣し、別室での日本語指導

2 教育支援室での外国人児童・生徒等向け学習指導(週1~2日)

がくしゅう ほじゅう しんろそうだんどう ちゅうがくせい まいしゅうか もくようび しょうがくせい まいしゅうすいようび
学習の補充や進路相談等(中学生は毎週火・木曜日、小学生は毎週水曜日の
ごご
午後)

3 外国人児童・生徒等支援スタッフ派遣事業(年間24回程度)

ひるやすみ きゅうしょくじ がいこくじんじどう せいと はなしあいて くないだいがく がいこくじん
昼休みや給食時に外国人児童・生徒の話し相手になる区内大学の外国人

りゅうがくせい はけん しゅう かいかく じかんていどがっこう
留学生の派遣(週1~2回各1~2時間程度学校に)

□외국인 아동·학생 등에 대한 지원에 대해(차트)

◆입학 수속

호적주민과(구청 1층)에서 전입 수속 후 학교교육과(구청 5층)에서 ‘외국인 취학원’ 작성 등의 입학 수속을 합니다.
※필요에 따라 자녀의 일본어 이해도나 학습에 대해 지정교 교장과 면담합니다.
면담 후에 전입학 날짜를 확정합니다.

◆입학할 때까지의 지원

○희망에 따라 교육 지원실에서 입학 지원을 받을 수 있습니다.
입학 등의 설명
학교와의 일정 조정, 입학 시의 동행

◆입학 후의 지원

- 1 일본어 지도원 등 파견 사업(최대 80시간) <일본어 지도>
일본어 지도원을 학교에 파견하여 별실에서 일본어 지도
- 2 교육 지원실에서 외국인 아동·학생 등을 위한 학습 지도(주 1~2일)
학습 보충이나 진로 상담 등(중학생은 매주 화·목요일, 초등학생은 매주 수요일 오후)
- 3 외국인 아동·학생 등 지원 스태프 파견 사업(연간 24회 정도)
점심 시간이나 급식 시에 외국인 아동·학생의 이야기 상대가 될 구내 대학의 외국인 유학생 파견(주 1~2회 각 1~2시간 정도 학교에)

○翌年に新1年生になるお子さんの場合

よくねん しんいちねんせい おこさん ばあい
翌年に小学校新1年生になる外国籍のお子さんの保護者には、10月ごろに
よくねん しょうがっこうしんいちねんせい がいこくせき おこさん ほごしゃ つき
教育委員会から入学手続きのご案内をお送りします。外国人入学手続きを
きょういくいいんかい にゆうがくてつづき あんない おくり がいこくじんにゆうがくてつづき
済ませた方には、12月ごろに教育委員会から「就学通知書」(入学する学校を
すませたかた つき きょういくいいんかい しゅうがくつうちしょ にゆうがく がっこう
指定する通知書)をお送りします。
してい つうちしょ おくり

○区立中学校への入学を希望する場合

くりつちゅうがっこう にゆうがく きぼう ばあい
国内に居住する外国籍のお子さんが、区立中学校に入学するには、小学校
こくない きょじゅう がいこくせき おこさん くりつちゅうがっこう にゆうがく しょうがっこう
の課程を修了していることが必要です。
かてい しゅうりょう ひつよう
インターナショナルスクールや民族学校などの各種学校に通学している方は、
みんぞくがっこう かくしゅうがっこう つうがく かた
しょうがっこう かていしゅうりょう みとめられ がっこう そつぎょう くりつちゅうがっこう
小学校の課程修了と認められませんので、その学校を卒業しても区立中学校
にゆうがく
に入学することはできません。
くりつしょうがっこうとう にゆうがく くりつちゅうがっこう にゆうがく きぼう ばあい
◇区立小学校等に入学されていても、区立中学校への入学を希望する場合
さいど がいこくじんしゅうがくねがい ていしゅつ ひつよう
は、再度「外国人就学願ひ」の提出が必要となります。

(3) 入学時及び入学後の支援 ~日本語習得の支援や学習支援など~

◇教育支援室

きぼう にゆうがく せつめい がっこう じぜんうちあわせ へんにゆうがく しょにち
希望により、入学のしおりの説明や学校との事前打ち合わせ・編入学の初日に
じどう せいと ほごしゃ どうこう にゆうがく えんかつ へんにゆうがく しえん
児童・生徒(保護者)に同行(入学エスコート)するなど、円滑な編入学を支援しま
す。

○다음 해에 신입생이 되는 자녀의 경우

다음 해에 초등학교 신입생이 되는 외국 국적 자녀의 보호자에게는 10월경에 교육위원회에서 입학 수속 안내를 보내 드립니다. 외국인 입학 수속을 마친 분에게는 12월경에 교육위원회에서 ‘취학 통지서’ (입학할 학교를 지정하는 통지서)를 보내 드립니다.

○구립 중학교에 입학할 희망하는 경우

일본 국내에 거주하는 외국 국적의 자녀가 구립 중학교에 입학하려면 초등학교 과정을 수료해야만 합니다.

국제 학교나 민족 학교 등의 각종 학교에 통학하고 있는 분은 초등학교 과정 수료로 인정되지 않으므로 그 학교를 졸업해도 구립 중학교에 입학할 수 없습니다.

◇구립 초등학교 등에 입학한 상태라도 구립 중학교에 입학할 희망하는 경우에는 다시 ‘외국인 취학원’ 을 제출해야 합니다.

(3) 입학 시 및 입학 후의 지원 ~일본어 습득 지원이나 학습 지원 등~

◇교육 지원실

희망에 따라 입학 안내서의 설명이나 학교와의 사전 협의·편입학 첫날에 아동·학생(보호자)과 동행(입학 에스코트)하는 등 원활한 편입학을 지원합니다.

また、外国人児童・生徒等向け学習指導(週1~2日)として、中学生には

毎週火・木曜日、小学生には毎週水曜日の午後(15:00~17:00)に、学習の

補充や進路相談等を行います。

◇日本語指導員の派遣

学校生活で日本語指導が必要なお子さんに対しては、学校に日本語指導員を派遣し、家庭と学校との連絡の補助、日本語指導、日本語教材の作成などを支援しています。(利用できる時間数 最大80時間)

◇子どもの日本語クラス(小学生)・日本語指導集中教室(中学生)

会場:なかのZERO西館

日時:小学生 毎週火・木曜日 16時15分~17時50分

中学生 毎週水・金曜日 9時00分~11時50分

主催:中野区国際交流協会(ANIC) 電話03-5342-9169

◇中学校夜間学級(日本語学級があります)

(中野区内にはないので、詳しくは、次の表の各学校へお問い合わせください)。

日本の義務教育の就学年齢を過ぎ、義務教育が未修了の人を対象に

中学校夜間学級があります。その夜間学級には、日本語能力が不十分な人を

対象として、日本語能力の習得や授業を理解しやすく、日常生活でも支障が

ないようするために、日本語学級があります。

또한 외국인 아동·학생 등을 위한 학습 지도(주 1~2일)로서 중학생에게는 매주 화·목요일, 초등학생에게는 매주 수요일 오후(15:00~17:00)에 학습 보충이나 진로 상담 등을 합니다.

◇일본어 지도원의 파견

학교 생활에서 일본어 지도가 필요한 자녀에 대해서는 학교에 일본어 지도원을 파견하여 가정과 학교와의 연락 보조, 일본어 지도, 일본어 교재 작성 등을 지원하고 있습니다. (이용할 수 있는 시간 수 최대 80시간)

◇어린이의 일본어 클래스(초등학생)·일본어 지도 집중 교실(중학생)

장소: 나카노 ZERO 서관

일시: 초등학생 매주 화·목요일 16시 15분~17시 50분

중학생 매주 수·금요일 9시 00분~11시 50분

주최: 나카노구 국제교류협회(ANIC) 전화 03-5342-9169

◇중학교 야간 학급(일본어 학급이 있습니다)

(나카노구 내에는 없으므로 자세한 내용은 다음 표의 각 학교에 문의해 주십시오).

일본의 의무 교육 취학 연령이 지나 의무 교육이 미수료인 사람을 대상으로 중학교 야간 학급이 있습니다. 이 야간 학급에는 일본어 능력이 불충분한 사람을 대상으로 일본어 능력의 습득이나 수업을 이해하기 쉽게 일상 생활에서도 지장이 없도록 하기 위해 **일본어 학급**이 있습니다.

■ やかんちゅうがっこういちらん
■ 夜間中学校一覧

がっこうめい 学校名	しよざいち 所在地	でんわ 電話	日本語 学級
あだちくりつだいやんちゅうがっこう 足立区立第四中学校	あだちくうめじま 足立区梅島1-2-33	03-3887-1466	○
はちおうじしりつだいごちゅうがっこう 八王子市立第五中学校	はちおうじしみょうじん 八王子市明神4-19-1	0426-42-1635	
かつしかくりつふたばちゅうがっこう 葛飾区立双葉中学校	かつしかく はなぢや 葛飾区お花茶屋1-10-1	03-3602-7979	○
すみだくりつぶんかちゅうがっこう 墨田区立文花中学校	すみだくぶんか 墨田区文花1-22-7	03-3617-1562	○
おおだくりつこうじやちゅうがっこう 大田区立糎谷中学校	おおたくにしこうじや 大田区西麴谷3-6-23	03-3741-4340	
せたがやくりつみしゆくちゅうがっこう 世田谷区立三宿中学校	せたがやくたいしどう 世田谷区太子堂1-3-43	03-3424-5255	○
あらかわくりつだいきゅうちゅうがっこう 荒川区立第九中学校	あらかわくひがしおぐ 荒川区東尾久2-23-5	03-3892-4177	
えどがわくりつこまつがわだいにちゅうがっこう 江戸川区立小松川第二中学校	えどがわくひらい 江戸川区平井3-20-1	03-3684-0745	○

しょうがっこうしんいちねんせいほごしや みなさん
■ 小学校新一年生保護者の皆さんへ

にゅうがく てつづき
(1) 入学の手続きなど

しゅうがくじけんこうしんだん
◇ 就学時健康診断

くりつしょうがっこう にゅうがくよてい おこさん たいしゅう がつ がつ しゅうがくじけんこうしんだん
区立小学校に入学予定のお子さんを対象に、10月と11月に就学時健康診断

じっし じゆしん がっこう げんざい すまい じゅうしよち していこう
を実施しています。受診する学校は、現在お住まいの住所地の指定校です。

たいしゅう ほごしや ほう がいこくじん にゅうがくてつづきご おしらせ わたし
対象の保護者の方には、外国人就入学手続き後にお知らせをお渡します。

けんこう しょうがっこうせいかつ おくつ にゅうがく よてい おこさん しんしん
健康な小学校生活を送っていただくために、入学を予定しているお子さんの心身の

けんこうじょうたい かくにん ひつよう おうじちりよう すずめる
健康状態を確認します。必要に応じ治療を勧めるなどもあります。

■야간 중학교 목록

학교명	소재지	전화	일본어 학 급
아다치 구립 제4 중학교	아다치구 우메지마 1-2-33	03-3887-1466	○
하치오지 시립 제5 중학교	하치오지시 묘진초 4-19-1	0426-42-1635	
카츠시카 구립 후타바 중학교	카츠시카구 오하나자야 1-10-1	03-3602-7979	○
스미다 구립 분카 중학교	스미다구 분카 1-22-7	03-3617-1562	○
오오타 구립 코지야 중학교	오오타구 니시 코지야 3-6-23	03-3741-4340	
세타가야 구립 미슈쿠 중학교	세타가야구 타이시도 1-3-43	03-3424-5255	○
아라카와 구립 제9 중학교	아라카와구 히가시 오구 2-23-5	03-3892-4177	
에도가와 구립 코마즈가와 제2 중학 교	에도가와구 히라이 3-20-1	03-3684-0745	○

■초등학교 신입생 보호자 여러분께

(1) 입학 수속 등

◇취학 시 건강 진단

구립 초등학교에 입학 예정인 자녀를 대상으로 10월과 11월에 취학 시 건강 진단을 실시하고 있습니다. 진단을 받을 학교는 현재 거주하는 주소지의 지정교입니다.

대상 보호자분께는 외국인 취입학 수속 후에 알림을 건네 드립니다.

건강한 초등학교 생활을 보낼 수 있도록 입학을 예정하고 있는 자녀의 심신 건강 상태를 확인합니다. 필요에 따라 치료를 권하는 경우도 있습니다.

◇就学相談(就学先の相談)

就学相談では、お子さんの特性や状態から、学校生活を送るうえで必要な支援や

より適した就学先について就学相談専門員が保護者と一緒に考えていきます。

東京都立特別支援学校や中野区立学校の特別支援学級をご希望の方は、必ずご

相談ください。

担当 中野区教育委員会 子ども特別支援課

◇入学の手続き

外国人入学手続き

10月ごろに教育委員会から入学手続きのご案内をお送りします。教育委員会

学事係の窓口で手続きをしてください。

「就学通知書」

外国人入学手続きをされた方には、12月ごろに教育委員会から「就学通知書」

(入学する学校を指定する通知書)をお送りします。入学する学校名と入学式の

日時が記載されています。入学説明会の案内も同封されていますので、ご確認ください。

◇放課後の居場所

中野区では、小学生の放課後の居場所として、児童館、キッズ・プラザ、学童クラ

ブを設置しています。設置場所や利用対象、利用申し込み手続きはそれぞれの施設

にお問い合わせください。

担当 中野区子ども教育部育成活動推進課

◇취학 상담(취학처의 상담)

취학 상담에서는 자녀의 특성과 상태를 통해 학교 생활을 보내는 데 필요한 지원이나 보다 적합한 취학처에 대해 취학 상담 전문원이 보호자와 함께 생각해 나갑니다. 도쿄 도립 특별 지원 학교 및 나카노 구립 학교의 특별 지원 학급을 희망하는 분은 반드시 상담해 주십시오.

담당 나카노구 교육위원회 어린이특별지원과

◇입학 수속

외국인 입학 수속

10월경에 교육위원회에서 입학 수속 안내를 보내 드립니다. 교육위원회 학사계 창구에서 수속을 밟아 주십시오.

‘취학 통지서’

외국인 입학 수속을 마친 분에게는 12월경에 교육위원회에서 ‘취학 통지서’ (입학할 학교를 지정하는 통지서)를 보내 드립니다. 입학할 학교명과 입학식 일시가 기재되어 있습니다. 입학 설명회의 안내도 동봉되어 있으므로 확인해 주십시오.

◇방과 후에 있을 곳

나카노구에서는 초등학생의 방과 후 있을 곳으로서 아동관, 키즈 플라자, 학동 클럽이 설치되어 있습니다. 설치 장소나 이용 대상, 이용 신청 수속은 각 시설에 문의해 주십시오.

담당 나카노구 어린이교육부 육성활동추진과

(2) 学校での生活に備えて ～小学校新一年生保護者の皆さんへ～

しょうがっこう にゅうがく とき おこさん つぎ
小学校に入学する時には、お子さんが、次のようなことができているよう、あらかじめ準備しておいてください。

◎生活について

- 学校の準備が一人でできる。
- 道具の出し入れが一人でできる。
- 衣服の着替えが一人でできる。
- 早寝早起き…毎日の生活時間をだいたい決めておく。
- 食事は20分くらいで食べ終わることができる。
- トイレでは一人で用をすますことができる。
- 身のまわりの整理整頓ができる。

◎健康について

- 虫歯・目・耳・鼻などの病気がある場合は入学前に治療しておく。
- 睡眠はたっぷり取る。
- 朝ご飯は必ずとる。
- 食事のあとは歯磨きをする習慣ができている。

◎あいさつについて

- 大きい声で返事をしたり、あいさつをすることができる。

れい
(例:はい・おはよう・ありがとう・さようなら・ごめんなさい・おやすみなさい などが
いえる
言える)

- 人の話を聞くことができる。
- 必要なことを話すことができる。

(2) 학교 생활에 대하여 ~초등학교 신입생 보호자 여러분께~

초등학교에 입학할 때는 자녀가 다음과 같은 것을 할 수 있도록 미리 준비해 주십시오.

◎생활에 대해

- 학교에 갈 준비를 혼자서 할 수 있다.
- 도구를 혼자서 꺼내고 넣을 수 있다.
- 옷을 혼자서 갈아입을 수 있다.
- 일찍 자고 일찍 일어나기...매일의 생활 시간을 대략적으로 정해 둔다.
- 식사는 20분 만에 다 먹을 수 있다.
- 화장실에서는 혼자서 볼일을 볼 수 있다.
- 자기 주변을 정리 정돈할 수 있다.

◎건강에 대해

- 충치·눈·귀·코 등의 질병이 있는 경우에는 입학 전에 치료해 둔다.
- 잠은 충분히 잔다.
- 아침밥은 반드시 먹는다.
- 식사 후에는 양치질하는 습관이 되어 있다.

◎인사에 대해

- 큰 소리로 대답하거나 인사를 할 수 있다.

(예: 네·안녕하세요·고맙습니다·안녕히 가세요·죄송합니다·안녕히 주무세요 등을 말할 수 있다)

- 다른 사람의 이야기를 들을 수 있다.
- 필요한 말을 할 수 있다.

◎ 学習について

- 自分の名前を読むことができる。
- 自分の名前を書くことができる。

◎ 交通について

- 交通ルールを守って行動することができる。

■ 入学の時に困ること、困ったこと Q&A

(1) 入学前 学校の情報、相談窓口、手続き、準備する物

Q1: 学校に子どもを入学させたいときに学校の情報はどこで得ることができますか。

A: 中野区教育委員会ホームページ、または、学校ごとのホームページをご覧ください。

Q2: 学校に子どもを入学させたいときは、どこに相談に行けばいいですか。

A: 入学についての相談・手続きは、中野区役所5階12番窓口(教育委員会事務局学校教育課学事係)で、平日の午前8時30分から午後5時まで受付しています。

Q3: 学校に入るための手続きにはどんなものが必要ですか。

A: 区立小・中学校への入学を希望する場合の入学の手続きは、まずお子さんのパスポート・在留カードを持参のうえ教育委員会の学事係で相談をさせていただきます(お子さんの語学力や保護者の希望などお伺いします)。

◎학습에 대해

○자기 이름을 읽을 수 있다.

○자기 이름을 쓸 수 있다.

◎교통에 대해

○교통 규칙을 지키며 행동할 수 있다.

■입학 시의 애로 사항

Q & A

(1) 입학 전 학교에 관한 정보, 상담 창구, 수속, 준비물

Q1: 학교에 아이를 입학시키고자 할 때 학교에 관한 정보는 어디에서 얻을 수 있나요?

A: 나카노구 교육위원회 홈페이지 또는 각 학교의 홈페이지를 참조해 주십시오.

Q2: 학교에 아이를 입학시키고자 할 때는 어디에 상담하러 가면 되나요?

A: 입학에 대한 상담·수속은 나카노 구청 5층 12번 창구(교육위원회 사무국 학교교육과 학사계)에서 평일 오전 8시 30분부터 오후 5시까지 접수하고 있습니다.

Q3: 학교에 들어가기 위한 수속에는 어떤 것이 필요한가요?

A: 구립 초·중학교에 입학할 희망하는 경우의 입학 수속은 먼저 자녀의 여권·체류 카드를 지참하여 교육위원회 학사계에서 상담할 수 있습니다(자녀의 어학 능력과 보호자의 희망 등을 물어봅니다).

Q4: いろいろな手続きをとるため、教育委員会の係の人と話すときに通訳が必要

な場合は、どうすればいいですか。

A: 区役所5階の窓口と各学校には、翻訳機が用意されています。対応できる言語

に限りがあるので、対応できない場合もあります。その場合は、各自で日本語ので

きる知人等に同行していただくことをお願いしています。

Q5: 中野区の学校に入る時、必要な物を揃えるのにどのくらいお金が必要ですか。

A: 学校によって金額に違いがありますので、直接学校にお問い合わせください。

Q6: 必要なものはどこで揃えられますか。

A: 教科書は学校で配布されます。それ以外は、保護者の負担になります。詳しくは

直接学校にお問い合わせください。

Q7: 区立の学校には制服がありますか。

A: 中野区の区立小学校では制服の指定はありません。区立中学校では制服

の指定があります。

Q8: 行きたい学校が選べますか。

A: 児童・生徒の住所によって入学する学校が指定されますが、健康、通学、家庭

の事情など学校生活への配慮が特別に必要と判断される場合は、入学する

学校を変更することができる場合があります。

Q4: 여러 가지 수속을 하기 위해 교육위원회의 담당자와 이야기할 때 통역이 필요한 경우에는

어떻게 해야 하나요?

A: 구청 5층의 창구와 각 학교에는 번역기가 준비되어 있습니다. 대응 가능한 언어가 한정적이므로 대응할 수 없는 경우도 있습니다. 그런 경우에는 각자 일본어를 할 수 있는 지인 등과 함께 방문해 주시기 바랍니다.

Q5: 나카노구의 학교에 들어갈 때, 필요한 것을 준비하는 데 비용이 얼마나 드나요?

A: 학교에 따라 금액에 차이가 있으므로 직접 학교에 문의해 주십시오.

Q6: 필요한 것은 어디에서 준비할 수 있나요?

A: 교과서는 학교에서 배포됩니다. 그 이외는 보호자 부담입니다. 자세한 내용은 직접 학교에 문의해 주십시오.

Q7: 구립 학교에는 교복이 있나요?

A: 나카노구의 구립 초등학교에서는 교복이 지정되어 있지 않습니다. 구립 중학교에서는 교복이 지정되어 있습니다.

Q8: 가고 싶은 학교를 선택할 수 있나요?

A: 아동·학생의 주소에 따라 입학할 학교가 지정되지만, 건강, 통학, 가정 사정 등 학교 생활에 대한 배려가 특별히 필요하다고 판단되는 경우에는 입학할 학교를 변경할 수 있는 경우가 있습니다.

(2) 学校での生活 通訳、日本語教室、行事

Q9: 日本語がよくわからないので、子どもは授業の時などに理解できないので困ります。また、保護者は学校からの連絡事項がわからず困ることがあると思います。そのような時に通訳を付けてもらえますか。日本語を教えてくれるところがありますか。

A-1: 通訳について

区立小・中学校に通学する児童・生徒には、「日本語指導員等派遣制度」があります。学習の支援や、学校からの児童・生徒や保護者への連絡事項の通訳などをしてくれます。

校長先生からの申請に基づいて、教育委員会が派遣します。なお、派遣する時間数には限りがあります。

A-2: 日本語教室について

中野区国際交流協会 (ANIC) で、区立小・中学校に通学する児童・生徒を対象に週2日、日本語指導教室を開催しています。

Q10: 1年の年間行事予定表がほしいです。

A: 1年間の流れは以下のとおりです。詳しい行事予定表は学校からもらってください。なお、日本語が読めない場合には、大切な行事等について、上記の通訳者に訳してもらうことも可能です。

(2) 학교 생활 통역, 일본어 교실, 행사

Q9: 일본어를 잘 모르기 때문에 아이가 수업 시간 등에 이해를 못해 어려운 점이 많습니다. 또한 보호자는 학교의 연락 사항을 알지 못해 난처한 경우가 있다고 생각합니다. 이럴 때 통역을 붙여 주실 수 있나요? 일본어를 가르쳐 주는 곳은 있나요?

A-1: 통역에 대해

구립 초·중학교에 통학하는 아동·학생에게는 ‘일본어 지도원 등 파견 제도’가 있습니다. 학습 지원이나 학교에서 아동·학생과 보호자에게 알리는 연락 사항 등을 통역해 줍니다.

교장 선생님의 신청을 통해 교육위원회가 파견합니다. 또한 파견하는 시간 수에는 제한이 있습니다.

A-2: 일본어 교실에 대해

나카노구 국제교류협회(ANIC)에서 구립 초·중학교에 통학하는 아동·학생을 대상으로 주 2일 일본어 지도 교실을 개최하고 있습니다.

Q10: 1년의 연간 행사 예정표가 필요합니다.

A: 1년간의 흐름은 다음과 같습니다. 자세한 행사 예정표는 학교에서 받아 주십시오. 또한 일본어를 읽지 못하는 경우에는 중요한 행사 등에 대해 상기 통역자에게 번역을 부탁하는 것도 가능합니다.

<p>が^つ が^つげ^じゅん 4月～7月下旬</p> <p>ぜん^き ぜん^{はん} 前期(前半)</p>	<p>に^{ゆう}が^くし^き し^ぎょう^しき ○入学式 ○始業式</p> <p>しん^{たい}そ^{くてい} ○身体測定</p>
<p>が^つげ^じゅん が^つまつ 7月下旬～8月末</p> <p>な^つやす^み 夏休み</p>	<p>やく に^ちかん や^すみ な^つやす^み し^ゅく^だい て^ます 約40日間の休みです。夏休みの宿題が出ます。</p> <p>が^っこ^う すい^{えい} し^どう 学校のプールで、水泳の指導があります。</p>
<p>が^つ が^つち^{ゅう}じ^{ゅん} 9月～10月中旬</p> <p>ぜん^き こう^{はん} 前期(後半)</p>	<p>う^んど^うかい が^くし^{ゅう}は^っび^{ょう}かい て^んらん^{かい} ○運動会、学習発表会、展覧会</p> <p>し^{ゅう}ぎ^{ょう}し^き ○終業式</p>
<p>10月の第2週の週末</p> <p>あ^きやす^み 秋休み</p>	<p>ぜん^き こう^き あ^いだ に^ち や^すみ 前期と後期の間の2～3日の休みです。</p>
<p>が^つち^{ゅう}じ^{ゅん} が^つげ^じゅん 10月中旬～12月下旬</p> <p>こう^き ぜん^{はん} 後期(前半)</p>	<p>し^ぎょう^しき ○始業式</p>
<p>ね^んまつ^{ねん}し 年末年始</p> <p>ふ^ゆやす^み 冬休み</p>	<p>ね^んまつ^{ねん}し や^く に^ち や^すみ ふ^ゆやす^み し^ゅく^だい て^ます 年末年始の約10日の休みです。冬休みの宿題が出ます。</p>
<p>が^つじ^{ょう}じ^{ゅん} が^つげ^じゅん 1月上旬～3月下旬</p> <p>こう^き こう^{はん} 後期(後半)</p>	<p>し^{ゅう}り^{ょう}し^き そ^つぎ^{ょう}し^き ○修了式 ○卒業式</p>
<p>が^つげ^じゅん が^つじ^{ょう}じ^{ゅん} 3月下旬～4月上旬</p> <p>は^るやす^み 春休み</p>	<p>やす^み お^わる が^つ う^え が^くね^ん あ^がり この休みが終わると、4月からひとつ上の学年に上がります。</p>

Q11: 入^に学^が後^くに、保^ほ護^ご者^しが学^が校^こを知^しる機^き会^{かい}はあ^りま^すか。

A: 以^い下^かのよ^うな機^き会^{かい}があ^りま^す。

①保^ほ護^ご者^し会^{かい}

学^が年^{ねん}や学^が級^{きゅう}の保^ほ護^ご者^しがあ^つま^り、担^{たん}任^{にん}の先^{せん}生^{せい}と子^こど^もの学^が習^{じゅう}、家^がで^の生^{せい}活^{かつ}等^{とう}に

つ^いて話^わし^ます。

4월~7월 하순 전기(전반)	○입학식 ○시업식 ○신체 측정
7월 하순~8월 말 여름 방학	약 40일간의 방학입니다. 여름 방학 숙제가 나옵니다. 학교 수영장장에서 수영 지도가 있습니다.
9월~10월 중순 전기(후반)	○운동회, 학습 발표회, 전람회 ○종업식
10월 둘째 주의 주말 가을 방학	전기와 후기 사이의 2~3일간의 방학입니다.
10월 중순~12월 하순 후기(전반)	○시업식
연말연시 겨울 방학	연말연시의 약 10일간의 방학입니다. 겨울 방학 숙제가 나옵니다.
1월 초순~3월 하순 후기(후반)	○수료식 ○졸업식
3월 하순~4월 초순 봄 방학	이 방학이 끝나면 4월부터 한 학년 올라갑니다.

Q11: 입학 후에 보호자가 학교에 대해 알 수 있는 기회가 있습니까?

A: 다음과 같은 기회가 있습니다.

① 보호자회

학년이나 학급의 보호자가 모여 담임 선생님과 아이의 학습, 집에서의 생활 등에 대해 이야기합니다.

②学校公開日・土曜授業：8・3月以外の原則毎月第二土曜日（学校によって違います）に、授業や休み時間などを見ることができます。

③個人面談

保護者と担任の先生で話をします。学年によっては、保護者、担任、子どもの3人で話をすることもあります。

(3) 給食

Q12: 宗教上の理由で、給食の中で食べられないものがあります。どうすればいいですか。

A: 宗教上の理由により食べられない食品等がある場合には、新一年生保護者会等を利用して入学前に学校に届け出てください。食べられない食品を除去して給食を提供します。

Q13: アレルギーがあるため、給食が食べられません。どうすればいいですか。

A: 新一年生保護者会等を利用して入学前に学校に届け出てください（食物アレルギーの場合は主治医の診断書が必要になります。この場合食べられない食品、加熱状態、その量、及び摂取頻度を伝えてください。

Q14: 普段は、ご飯が主食ではないのですが、給食はどのようなのですか。

A: 区立小・中学校の現在の給食の主食は、おおよそ米飯が月に14回、パン3回、麺（うどん・中華めん・スパゲッティ）3回です。ご飯の日にパンを提供する等のことはできません。

② 학교 공개일·토요일 수업: 8·3월 이외의 원칙적으로 매월 둘째 토요일(학교에 따라 다릅니다)에 수업이나 쉬는 시간 등을 볼 수 있습니다.

③ 개인 면담

보호자와 담임 선생님이 이야기를 나눕니다. 학년에 따라서는 보호자, 담임, 아이의 3명이 함께 이야기를 나누는 경우도 있습니다.

(3) 급식

Q12: 종교상의 이유로 급식 중에서 먹을 수 없는 것이 있습니다. 어떻게 하면 되나요?

A: 종교상의 이유로 먹을 수 없는 식품 등이 있는 경우에는 신입생 보호자회 등을 이용하여 입학 전에 학교에 말씀해 주십시오. 먹을 수 없는 식품을 제거하고 급식을 제공합니다.

Q13: 알레르기가 있어서 급식을 먹을 수 없습니다. 어떻게 하면 되나요?

A: 신입생 보호자회 등을 이용하여 입학 전에 학교에 말씀해 주십시오(음식물 알레르기의 경우는 주치의 진단서가 필요합니다. 이 경우 먹을 수 없는 식품, 가열 상태, 음식의 양 및 섭취 빈도를 알려 주십시오.)

Q14: 평소에는 밥이 주식이 아닌데 급식은 어떤가요?

A: 구립 초·중학교의 현재 급식의 주식은 대체로 쌀밥이 한 달에 14회, 빵 3회, 면(우동·중화면·스파게티) 3회입니다. 쌀밥인 날에 빵을 제공할 수는 없습니다.

(4) 教材費、給食費

Q15: 生活せいかつが苦しいくるしいのですが、給食費きゅうしょくひや教材費きょうざいひなどの支援しえんはありますか。

A: 学用品がくようひん・給食きゅうしょく・学校がっこうで行われた行事おこなわなどの費用ぎようじを援助ひよう えんじよする「就学援助しゅうがくえんじよ」の制度せいどがあります。世帯全員せたいぜんいんの所得しょとくの合計額ごうけいがくが基準額きじゆんがくの範囲内はんいないにあるご家庭かていが対象たいしやうです。希望きぼうする場合は、学校がっこうに申請書しんせいしよを提出ていしゆつしてください。

(5) 安全・通学 通学路、学校でのけが

Q16: 通学つうがくの登下校とうげこうは安全あんぜんですか。

A: 登下校とうげこうの安全あんぜんを考えて、小学校しょうがっこうは学校ごとがっこうに通学路つうがくるが定められさだめられています。

Q17: 家いえから学校がっこうまで遠いとおいのですが、自転車じてんしゃで行っていいですか。

A: 安全あんぜんじやう上、自転車じてんしゃでの通学つうがくは禁止きんししています。

Q18: 学校がっこうで気分きぶんが悪くわるくなったら、どうしたらいいですか。また学校がっこうでけがをしたら、

応急処置おうきゅうしよちをしてもらえますか。

A: 先生せんせいに言ってください。保健室いっで休ませたり、保健室ほけんしつで応急処置やすまをします。保健室ほけんしつで応急処置おうきゅうしよちをします。

状態じやうたいによっては、保護者ほごしやへの連絡れんらくや医療機関いりようきかんで診察しんさつを受けてもらうことがありま
す。家いえに帰かえつってから医師いしの治療ちりやうを受けた場合は、学校うけたばあいへ連絡がっこうしてください。

(4) 교재비, 급식비

Q15: 생활이 어려운데 급식비나 교재비 등의 지원은 있습니까?

A: 학용품·급식·학교에서 열린 행사 등의 비용을 지원하는 ‘취학 지원’ 제도가 있습니다. 세대 전원의 소득 합계액이 기준액의 범위 내에 있는 가정이 대상입니다. 희망하는 경우에는 학교에 신청서를 제출해 주십시오.

(5) 안전·통학 통학로, 학교에서의 부상

Q16: 통학할 때 등하교는 안전합니까?

A: 등하교의 안전을 생각하여 초등학교는 학교별로 통학로가 정해져 있습니다.

Q17: 집에서 학교까지 먼데, 자전거로 다녀도 되나요?

A: 안전상 자전거 통학은 금지하고 있습니다.

Q18: 학교에서 몸 상태가 안 좋아졌을 때 어떻게 하면 되나요? 또한 학교에서 다쳤을 때 응급 처치를 받을 수 있나요?

A: 선생님께 말씀해 주십시오. 보건실에서 쉬게 하거나 보건실에서 응급 처치를 합니다. 상태에 따라서는 보호자에게 연락하거나 의료 기관에서 진찰을 받게 하는 경우가 있습니다. 집으로 돌아가서 의사의 치료를 받은 경우에는 학교로 연락해 주십시오.

Q19: 学校でけがをした時の費用はだれが支払いますか。

A: 学校でけがをした場合には、病院等でいったん自己負担額を支払った後、災害
共済給付金の申請をすることで、後日、スポーツ振興センターから学校を通じて、
支払った医療費が返還されます。詳しくは学校の養護教諭に問い合わせさせて
ください。

(6) 授業・学校教育・成績評価

Q20: 学校の授業の中で、例えば水泳や音楽などできないことがある場合は、どうし

たらいいですか。また、勉強が遅れている場合、特別に教えてもらえますか。

授業についていけないのではないかと心配です。大丈夫でしょうか。

A: 今までとは違う内容を学習することになるので、不安に思ったり、戸惑うことも
多いと思います。まずは学習についての方針や具体的な方法を学校と相談して
みてください。言葉の問題があるときには、通訳ができる方と一緒に話し合うとよ
いと思います。学校の判断によっては、派遣された日本語指導員を活用することも
可能です。

また、教育支援室で、放課後に週1~2回、勉強や宿題のわからないところ
を教えてもらったりすることができます。希望する場合は学校の先生に聞いてみて
ください。

Q21: 成績はどうやって評価して、どのようにつけるのですか。

A: 各学校が評価計画や評価基準を作成していて、それに基づいて評価を行って
います。

Q19: 학교에서 다쳤을 때의 비용은 누가 지불하나요?

A: 학교에서 다친 경우에는 병원 등에서 일단 본인 부담액을 지불한 후 재해 공제 급부금을 신청하면 나중에 스포츠 진흥 센터에서 학교를 통해 지불한 의료비가 반환됩니다. 자세한 내용은 학교의 양호 교사에게 문의해 주십시오.

(6) 수업·학교 교육·성적 평가

Q20: 학교 수업 중에서 예를 들어 수영이나 음악 등 못하는 것이 있는 경우에는 어떻게 하면 되나요? 또한 공부가 뒤쳐진 경우, 따로 가르쳐 주나요? 수업을 따라가지 못할까 봐 걱정입니다. 괜찮을까요?

A: 지금까지와는 다른 내용을 학습하게 되므로 불안해하거나 당황하는 경우도 많을 것으로 생각됩니다. 먼저 학습에 대한 방침이나 구체적인 방법을 학교와 상담해 보시기 바랍니다. 언어 소통에 문제가 있을 때는 통역이 가능한 분과 함께 이야기를 나누면 좋을 것으로 생각됩니다. 학교의 판단에 따라서는 파견된 일본어 지도원을 활용하는 것도 가능합니다.

또한 교육 지원실에서 방과 후에 주 1~2회, 공부나 숙제에 대해 모르는 것을 배울 수 있습니다. 희망하는 경우에는 학교 선생님께 문의하시기 바랍니다.

Q21: 성적은 어떻게 평가하고 어떻게 매기나요?

A: 각 학교가 평가 계획이나 평가 기준을 작성하고 있으며 이를 바탕으로 평가를 실시하고 있습니다.

(7) 心の悩み・トラブルの相談

Q22: 学校生活や授業のこと、先生や同級生との関係で悩みがある場合には、どこに相談すればいいですか。

A: お子さんが対人関係で悩んでいたり、人権上問題のある言動を受けた場合には、すぐに学校に相談してください。担任・校長・副校長をはじめ、その他の教職員でも話をお伺いします。各小中学校には、スクールカウンセラーと心の教室相談員が、小学校には心の教室相談員が、週に何回か学校に来ますので、相談することができます。その他、中野区の教育相談室や教育委員会に相談することもできます。

■ 子どもに関する悩みの相談先

お子さんの性格や学業、体の発達などで悩みが生じたときには、早めに学校の先生と連絡をとりながら専門機関に相談しましょう。

教育相談

子どもの性格や行動、学業、進路や適性、体の発育などに関する教育上の問題について相談を受けます。

来室相談 03-5937-3074、電話相談 03-5937-3083

相談日 毎週月曜日～金曜日（祝日をのぞく）

受付時間 午前10時～午後5時

場所 中野区中央1-41-2（みらいステップなかの）

(7) 마음의 고민 · 문제의 상담

Q22: 학교 생활이나 수업 관련 사항, 선생님이나 동급생과의 관계로 고민이 있는 경우에는 어디에 상담하면 되나요?

A: 자녀가 대인 관계로 고민하고 있거나 인권상 문제가 있는 말과 행동을 접한 경우에는 즉시 학교에 상담해 주십시오. 담임 · 교장 · 부교장을 비롯해 그 밖의 교직원도 이야기를 들어 드립니다. 각 초 · 중학교에는 스쿨 카운슬러와 마음의 교실 상담원이 일주일에 몇 번 학교를 방문하므로 상담할 수 있습니다. 그 밖에 나카노구의 교육 상담실이나 교육위원회에 상담할 수도 있습니다.

■ 아이에 관한 고민 상담처

자녀의 성격이나 학업, 신체 발달 등으로 고민이 생겼을 때는 빠른 시일 내에 학교 선생님과 연락하면서 전문 기관에 상담합니다.

교육 상담

아이의 성격이나 행동, 학업, 진로나 적성, 신체 발육 등에 관한 교육상의 문제에 대해 상담을 받습니다.

방문 상담 03-3385-9313, 전화 상담 03-3385-8001

상담일 매주 월요일~금요일(공휴일 제외)

접수 시간 오전 10시~오후 5시

장소 나카노구 교육 센터

なかのくこどもわかものしえん
中野区子ども・若者支援センター

なかのくこども かぞくにかんするそうごうまどぐち さいみまんこども かぞく
中野区の子どもとその家族に関する総合窓口として、18歳未満の子どもとその家族
にかんする そうだん うけます
に関するあらゆる相談を受けます。

でんわ 電話 03-5937-3257

そうだんび 相談日 まいしゅうげつようび きんようび しゆくじつ
毎週月曜日～金曜日(祝日をのぞく)

うけつけじかん 受付時間 ごぜんじ ふんごごじ
午前8時30分～午後5時

ばしょ 場所 なかのくちゅうおう
中野区中央1-41-2(みらいステップなかの)

なかのくじどうそうだんしょ
中野区児童相談所

こども せいかく こうどう がくぎょうとう しんろ てきせい からだ はついく にかんするきょういくじょう
子どもの性格や行動、学業等、進路や適性、体の発育などに関する教育上の
もんだい 問題について相談を受けます。

でんわ 電話 03-5937-3289

そうだんび 相談日 まいしゅうげつようび きんようび しゆくじつ
毎週月曜日～金曜日(祝日をのぞく)

うけつけじかん 受付時間 ごぜんじ ふんごごじ
午前8時30分～午後5時

ばしょ 場所 なかのくちゅうおう
中野区中央1-41-2(みらいステップなかの)

나카노구 어린이 가정 지원 센터

나카노구의 어린이와 그 가족에 관한 종합 창구로서 18세 미만의 어린이와 그 가족에 관한 모든 상담을 받습니다.

전화 03-3228-7867

상담일 매주 월요일~금요일(공휴일 제외)

접수 시간 오전 8시 30분~오후 5시

장소 나카노구 아라이 1-9-1(구 나카노구 상공 회관 1층)

스기나미 아동 상담소

아이의 성격이나 행동, 학업 등 진로나 적성, 신체 발육 등에 관한 교육상의 문제에 대해 상담을 받습니다.

전화 03-5370-6001

상담 신청일 월요일~금요일(상담일·담당자와 정합니다.)

※토·일·공휴일의 응급 상황의 경우 도쿄도 아동 상담 센터(03-5937-2330)

접수 시간 오전 9시~오후 5시

장소 스기나미구 미나미 오기쿠보 4-23-6

なかのく くりっしょうがっこういちらん ねん がっげんざい
■中野区の区立小学校一覧(2023年4月現在)

	校名	所在地	電話
1	桃 園 第 二	中野 6-13-1	3363-0661
2	塔 の や ま 山	中央 1-49-1	3363-0461
3	谷 と 戸	中野 1-26-1	3361-3645
4	中 野 本 郷	本町 4-27-3	3381-7255
5	江 古 田	江古田 2-13-28	3385-0411
6	鷺 の み や 宮	鷺宮 3-31-4	3330-7371
7	啓 い め い 明	大和町 1-18-1	3330-2325
8	北 た は ら 原	野方 6-30-6	3330-2411
9	江 は ら 原	江原町 1-39-1	3951-5880
10	武 蔵 し だ い 台	上鷺宮 5-1-1	3999-1655
11	に し な か の 野	白鷺 3-9-2	3330-3125
12	か み さ ぎ の み や 宮	上鷺宮 1-24-36	3926-6381
13	桃 う か 花	中央 5-43-1	3381-7251
14	は く お う 桜	上高田 1-2-28	3389-0561
15	へ い わ の も り 森	新井 3-29-1	3389-1451
16	み ど り の 野	丸山 1-17-1	3389-2351
17	み な み だ い 台	南台 4-4-1	3381-7257
18	み な み の	弥生町 4-27-11	3381-7250
19	美 は と 鳩	大和町 4-26-5	3330-1425
20	な か の だ い 一	本町 3-16-1	3372-2326
21	れ い わ 和	新井 4-19-26	3389-1461

■ List of Nakano City Municipal Elementary Schools (as of April 2023)

	School	Address	Telephone Number
1	Momozono Dai-ni	6-13-1 Nakano	3363-0661
2	Tonoyama	1-49-1 Chuo	3363-0461
3	Yato	1-26-1 Nakano	3361-3645
4	Nakano Hongo	4-27-3 Honcho	3381-7255
5	Egota	2-13-28 Egota	3385-0411
6	Saginomiya	3-31-4 Saginomiya	3330-7371
7	Keimei	1-18-1 Yamato-cho	3330-2325
8	Kitahara	6-30-6 Nogata	3330-2411
9	Ehara	1-39-1 Ehara-cho	3951-5880
10	Musashidai	5-1-1 Kami-Saginomiya	3999-1655
11	Nishi-Nakano	3-9-2 Shirasagi	3330-3125
12	Kami-Saginomiya	1-24-36 Kami-Saginomiya	3926-6381
13	Toka	5-43-1 Chuo	3381-7251
14	Hakuo	1-2-28 Kami-Takada	3389-0561
15	Heiwa-no-Mori	3-29-1 Arai	3389-1451
16	Midorino	1-17-1 Maruyama	3389-2351
17	Minamidai	3-44-9 Minamidai	3381-7257
18	Minamino	4-27-11 Yayoi-cho	3381-7250
19	Mihato	4-26-5 Yamato-cho	3330-1425
20	Nakano Dai-ichi	3-16-1 Honcho	3372-2326
21	Reiwa	4-19-26 Arai	3389-1461

なかのく くりつちゅうがっこういちらん ねん がつげんざい
 ■中野区の区立中学校一覧(2023年4月現在)

	校名	所在地	電話
1	第 ^だ 二 ^に	本町 5-25-1	3382-7151
2	第 ^だ 五 ^ご	上高田 4-28-1	3389-2341
3	第 ^だ 七 ^{なな}	江古田 2-9-11	3389-4171
4	北 ^{きた} 中 ^{なか} 野 ^の	上鷺宮 5-7-1	3999-3415
5	緑 ^{みどり} 野 ^の	丸山 1-1-19	3386-5423
6	南 ^{みな} 中 ^{なか} 野 ^の	南台 5-22-17	3381-7277
7	中 ^{なか} 野 ^の	中野 4-12-3	3389-1471
8	中 ^{なか} 野 ^の 東 ^{ひがし}	中央 1-41-4	3362-5236
9	明 ^{めい} 和 ^わ	若宮 1-1-18	3330-5325

■ List of Nakano City Municipal Junior High Schools
(as of April 2023)

	School	Address	Telephone Number
1	Dai-ni	5-25-1 Honcho	3382-7151
2	Dai-go	4-28-1 Kami-Takada	3389-2341
3	Dai-nana	2-9-11 Egota	3389-4171
4	Kita-Nakano	5-7-1 Kami-Saginomiya	3999-3415
5	Midorino	1-1-19 Maruyama	3386-5423
6	Minami-Nakano	5-22-17 Minamidai	3381-7277
7	Nakano	4-12-3 Nakano	3389-1471
8	Nakano-Higashi	1-41-4 Chuo	3362-5236
9	Meiwa	1-1-18 Wakamiya	3330-5325

■資料 学校で使う用語例（日本語）

きょうか りょういき ■教科・領域など			
こくご 国語	にほんご、ことばなどについて、べんきょうします。	か てい か 家庭科	ぬのをぬったり、りょうりをしたりして、べんきょうします。
しゃかい 社会	すんでいるまち、にっぽんのれきしなどについて、べんきょうします。しょうがく3ねんせいからはじまります。	たいいく 体育	うんどう、けんこうなどについて、べんきょうします。
さんすう 算数	かず、かたち、けいさんなどについて、べんきょうします。	がいこくご かつどう 外国語活動	えいごをはなしたり、きいたりして、べんきょうします。
りか 理科	しぜん、どうぶつ、しょくぶつなどについて、べんきょうします。しょうがく3ねんせいからはじまります。	がいこくご 外国語	えいごをはなしたり、きいたり、かいたり、よんだりして、べんきょうします。
せいかつ 生活	みじかなまち、しぜんについて、べんきょうします。しょうがく1・2ねんせいでもべんきょうします。	どうとく 道徳	じぶんのきもちやかんがえについて、はなしたり、きいたりして、べんきょうします。
おんがく 音楽	うたったり、がっきをえんそうしたりして、べんきょうします。	そうごう てき がくしゅう じかん 総合的な学習の時間	じぶんでかんがえたことについて、しらべたり、たいけんしたりして、べんきょうします。
ずが こうさく 図画工作	ものをつくりたり、えをかいたりして、べんきょうします。	とくべつ かつどう 特別活動	がっきゅうやがっこう、ともだちなどについて、べんきょうします。
ねんせい せいかつ しゃかい りか ★3年生になると「生活」がなくなり、「社会」と「理科」になります。			
ねんせい がいこくご かつどう ねんせい がいこくご がくしゅう ★3・4年生は「外国語活動」、5・6年生は「外国語」の学習をします。			
せんせい ■先生			
こうちょう せんせい 校長先生	がっこうをだいひょうするせんせいです。	ほけん せんせい 保健の先生	けがやびょうきのときに、みてるせんせいです。
ふく こうちょう せんせい 副校長先生	こうちょうせんせいのつぎに、がっこうをだいひょうするせんせいです。	そうだんしつ せんせい 相談室の先生	なやみがあるときに、はなしをきいてくれるせんせいです。
たん にん せんせい 担任の先生	がっきゅうをたんとするせんせいです。	しゅじ 主事さん	そうじやしゅうりなど、がっこうぜんたいのしごとをしてくれます。
がっこう しせつ ■学校の施設			
こうもん せいもん 校門・正門	がっこうのいりぐちにあるもんです。	としよしつ 図書室	たくさんのほんがあるへやです。ほんをかりることができます。
こうしゃ 校舎	がっこうのたてものです。	きゅうしょくしつ 給食室	きゅうしょくをつくるへやです。
こうてい 校庭	そとでたいいくやうんどうをするひろいばしよです。	ろうか 廊下	きょうしつときょうしつをつなぐみちです。
きょうしつ 教室	がっきゅうのともだちやせんせい、いっしょにかつどうするへやです。	たいいくかん 体育館	たてものなかにある、たいいくやうんどうをするへやです。
こうちやうしつ 校長室	こうちやうせんせいがいるへやです。	しょうこうぐち 昇降口	がっこうのいりぐちにあります。くつをぬいだり、はいたりするばしよです。
しょくいんしつ 職員室	せんせいたちがいるへやです。	ばこ げた箱	くつをいれるたなです。
どうぐ ■道具			
べんどう お弁当	いえてつくって、もっていくごはんです。	しおり	えんそくなどのよていやもちものなどがのっているちいさなてがみです。
すいどう 水筒	のみものをいれて、もっていくどうぐです。	きが 着替え	ふくがよごれたときに、じぶんでかえるふくです。
しきもの	そとですわってごはんを食べるときに、しくものです。	うわぎ 上着	さおいときなどに、きているふくのうえに、きるふくです。
おてふき・おしぼり	そとでごはんを食べるときに、てをふくぬのです。	あまぐ 雨具	あめにぬれないようにつかうどうぐです。
リュックサック	えんそくのもちものなどを、まとめていれて、もっていくかばんです。	お 置きがさ	あめがふったときにそなえて、がっこうにおいておくかさです。

がくようひん			
■学用品			
えんぴつ 鉛筆	ノートなどに、じをかきとうぐです。	なまえ 名前ペン	なまえをかきときにつかうペンです。きえにくいペンをつかいます。
け 消しゴム	えんぴつでかいたじをけすとうぐです。	ドリル	かんじやけいさんなど、くりかえしべんきょうすることが、まとまっているほんです。
えんぴつ けず 鉛筆削り	えんぴつをけずるとうぐです。	れんらくちよう 連絡帳	べんきょうのよてい、せんせいへのれんらくなどをかくノートです。
ねんど 粘土	ずこうのじかんなど、かたちをつくるときに、つかうざいりようです。	たいいくぎ 体育着	たいいくのじかんにきるふくです。
ねんどばん 粘土板	ねんどをつかうときに、したにしくとうぐです。	うわば 上履き	がっこうのなかではくつです。
がっこう せいかつ			
■学校生活			
がくしゅう 学習	べんきょうすることです。	めあて	べんきょうをするときのもくひょうなど、めざすまいようです。
がっきゅう 学級	クラスのこと。○ねん○くみの「○くみ」をいみすることがおおいです。	テスト	べんきょうしたことをわかっているのか、たしかめることです。かみにかかれたもんだいをとくことがおおいです。
だんし 男子	おとこのこのことです。	けんか	あらそうことです。
じょし 女子	おんなのこのことです。	しゅくだい 宿題	いえでするべんきょうです。がっこうから、ないようについてのれんらくがあります。こどもが、れんらくちようにかいてかえることがおおいです。
ていがくねん 低学年	1ねんせいと2ねんせいのことです。	も もの 持ち物	もっていくひつようがあるものです。
ちゅうがくねん 中学年	3ねんせいと4ねんせいのことです。	わす もの 忘れ物	もっていくひつようがあるのに、わすれて、もっていかなかったものです。
こうがくねん 高学年	5ねんせいと6ねんせいのことです。	お もの 落とし物	だれかがおとしたものです。
はん 班	なにかをするときの、グループです。	てんこう 転校	ひっこしなどで、べつのがっこうへいくことです。
とうばん 当番	きゅうしよくとうばん、そうじとうばんなど、じゅんばんに、なにかのしごとをします。	てんこうせい 転校生	ひっこしなどで、べつのがっこうから、こちらのがっこうに、はいつてくるこどものことです。
かかり 係	がっきゅうやがっこうのためになることをするグループのことです。	ほうそう 放送	がっこうのほうそうしつなどからながすれんらくやおんがくなどのことです。
にっちよく 日直	いちにちごとに、こうたいでがっきゅうのためのしごとをします。	ふしんしゃ 不審者	こどもをふあんなきもちにさせるような、わるいことをするひとのことです。
どくしょ 読書	ほんをよむことです。	ちく 地区	すんでいるばしょごとに、わけられます。
じしゅ べんきょう 自主勉強	じぶんからすすんでするべんきょうです。	みまも 見守り	みんなできょうりよくして、こどものあんぜんをかくにんすることです。
めいぼ 名簿	かみなどに、なまえがまとまってかかれています。	ひなん くんれん 避難訓練	かじやじしんなどがあつたときの、うごきかたやちゅういすることを、みんなでかくにんします。
チャイム	べんきょうとべんきょうのあいだになる、おとのことです。	しゅうだん とうこう 集団登校	まとまったにんずうで、がっこうへいくことです。
きりつ 起立	たちあがることです。	しゅうだん げこう 集団下校	まとまったにんずうで、がっこうからかえることです。
ちゃくせき 着席	すわることです。	こうか 校歌	がっこうのうたです。
■保健			
うがい	みずをくちにいれて、くちのなかやのどをすすぐことです。	しんたい そくてい 身体測定	せのたかさやからだのおもさなどを、はかります。
てあら 手洗い	てをみずであらって、きれいにすることです。	よぼう せつしゅ 予防接種	びょうきにかからないように、ちゅうしゃなどをすることです。
へいねつ 平熱	けんこうなときの、からだのおんどです。	むしば 虫歯	くちのなかのばいきんがふえて、はにあながあいたり、いたくなったりすることです。

入学のしおり（韓国語版）

02中教学第1593号

発行：中野区教育委員会

〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1

電話 03-3228-5459

発行 2020年11月